

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれあい福祉会(以下「当法人」という。)定款第10条及び第14条に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 役員等については、当該会議等に出席した場合に報酬を支給する、ただし、理事長については、法人及び施設業務のために出勤した時にも報酬を支給する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会が定款第6条第10項及び定款第15条第11項の規定により決議の省略をした場合においては、業務を行ったものとし、第3条の報酬を支給する。
- (3) 理事及び監事に対して、各年度の総額が理事は、1,000,000円、監事は300,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。
- (4) 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。

(報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は下記による報酬区分に応じて定めるものとする。

	評議員会	理事会	監査	法人及び施設業務のための出勤	評議員選任・解任委員会	※決議省略を行った場合
理事長		¥20,000		¥10,000		¥5,000
理事		¥10,000				¥5,000
監事	¥10,000	¥10,000	¥10,000		¥8,000	¥5,000
評議員	¥10,000					¥5,000

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。支払いに際しては、所得税法令に定められた額を控除する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人ふれあい福祉会旅費規程による。

(記念品等)

第7条 役員等が、退任した場合は、下記に基づき記念品等を贈るものとする。

		基準額
在任期間	1～4年未満	¥10,000
	4～10年未満	¥30,000
	10年以上	¥70,000

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付則

- 1 この規程は、令和6年3月26日から施行する。

